

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

宅地建物取引業の免許証の写し

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の嘱託が行われません。)

※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。

※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。

※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

①住民票や代表者事項証明書等のとおり、正確に記載してください。

②自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として、入札無効になる場合があります。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 25 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 新 谷 志 保

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 10 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 16 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 9 月 19 日 午前 10 時 00 分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 9 日 午後 3 時 00 分 場 所 広島地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 9 月 24 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 4 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金、小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 8 月 25 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1～3	9,191,000 7,352,800	一括	1,840,000	73,328	0
1	3,578,000				
2	392,000				
3	5,221,000				



物 件 目 録

1 所 在 東広島市八本松町原
 地 番 6 9 5 9 番 6
 地 目 宅地
 地 積 3 3 0 . 5 7 平方メートル

2 所 在 東広島市八本松町原
 地 番 6 9 5 9 番 7
 地 目 宅地
 地 積 1 3 6 . 1 3 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

持分4分の1

3 所 在 東広島市八本松町原 6 9 5 9 番地 6
 家屋 番号 6 9 5 9 番 6
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺2階建
 床 面 積 1階 8 4 . 4 6 平方メートル
 2階 4 5 . 1 3 平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約 9 5 . 6 9 平方メートル
 2階 約 5 6 . 7 2 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 7 月 1 日

広島地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 新 谷 志 保

1 不動産の表示

【物件番号 1 ～ 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1 ～ 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 2】

- ・ 本件土地は、売却対象外の土地への通行のため利用されている。
- ・ 本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。



- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 東広島市八本松町原
 地 番 6 9 5 9 番 6
 地 目 宅地
 地 積 3 3 0 . 5 7 平方メートル

2 所 在 東広島市八本松町原
 地 番 6 9 5 9 番 7
 地 目 宅地
 地 積 1 3 6 . 1 3 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

持分 4 分の 1

3 所 在 東広島市八本松町原 6 9 5 9 番地 6
 家屋 番号 6 9 5 9 番 6
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 8 4 . 4 6 平方メートル
 2 階 4 5 . 1 3 平方メートル

(現況)

床 面 積 1 階 約 9 5 . 6 9 平方メートル
 2 階 約 5 6 . 7 2 平方メートル



令和 7年(ケ)第 38号
令和 7年 4月21日受理
令和 7年 5月30日提出

現 況 調 査 報 告 書

広島地方裁判所

執行官 徳田 求

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 東広島市八本松町原
地 番 6959番6
地 目 宅地
地 積 330.57平方メートル
所有者 A
- 2 所 在 東広島市八本松町原
地 番 6959番7
地 目 宅地
地 積 136.13平方メートル
共有者 A 持分4分の1
- 3 所 在 東広島市八本松町原6959番地6
家屋 番号 6959番6
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 84.46平方メートル
2階 45.13平方メートル
所有者 A

不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	広島県東広島市八本松町原6959番地の6	
土地	物件1、2	
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☒ 雑種地（物件2）	
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が物件1の土地に下記建物を所有し、占有している 上記の者らが物件2の土地を公道への通路として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項		
建物	物件3	
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約95.69㎡ 2階 約56.72㎡	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (債務者兼所有者)	(以下は、令和7年5月12日に電話で聴取した。) 1 現在、病氣療養中のため、ここには、住んでいませんが、この土地建物は、自分の所有であり、第三者に貸しているようなことはありません。 なお、上記陳述は、Aが病氣のため、東広島社会福祉協議会の職員を介して、行ったものである。
■ 近隣者	(以下は、令和7年5月27日に聴取した。) 1 この住人はAさんですが、2年くらい前から留守にしていると思います。 2 今年の冬には、水道管が破裂したため、近所の人元栓を止めたと思います。 以 上

その他の事項	
■	1 物件2の土地は、井溝を介して、西側の市道（下原2号線）に接している。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

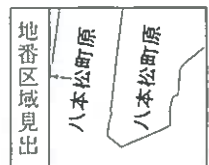
調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年4月24日 (木) 13:00 - 13:10	広島法務局東広島支局	公図等の交付申請
令和7年4月24日 (木) 13:20 - 13:35	東広島市役所	接道調査 (建設管理課) 間取図面の交付申請 (資産税課)
令和7年4月24日 (木) 13:55 - 14:05	物件所在地	物件の同一性確認、占有調査 外観写真撮影
令和7年4月30日 (水)	当庁	貸借関係の照会書発送 (切手220円分使用)
令和7年5月12日 (月) 16:35 - 16:40	当庁	占有調査 (所有者から電話で聴取)
令和7年5月27日 (火) 12:50 - 13:40	物件所在地	立入調査 写真撮影
令和 年 月 日 () : - :		
(特記事項) ■ 令和7年5月27日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ■ 令和7年5月27日 目的物件は施錠されていなかったが、不在のため、立会人を立ち合わせ、建物内に立ち入った。 □ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 □		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

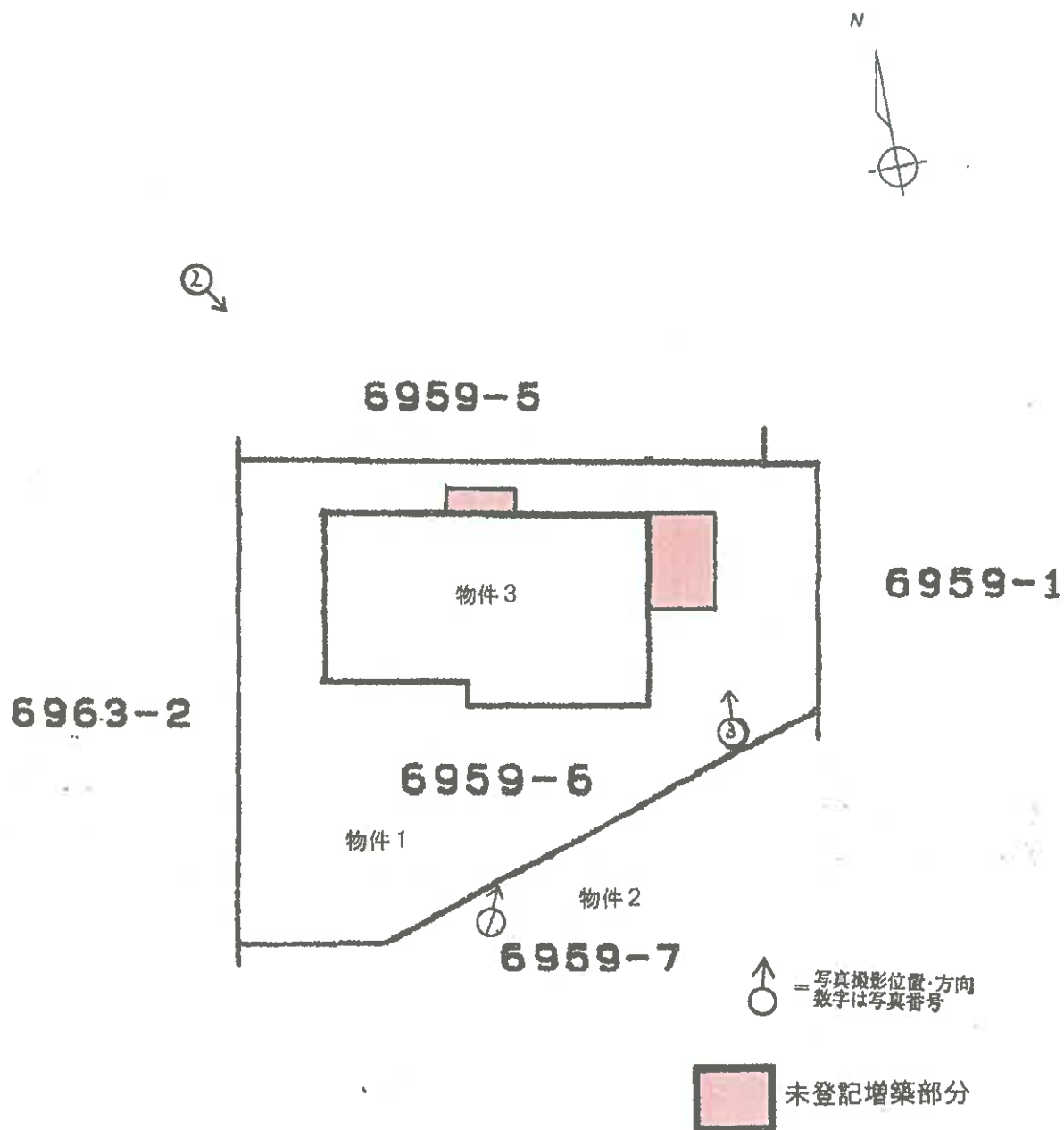
縮小(A3→A4)



↑ = 写真撮影位置・方向
数字は写真番号



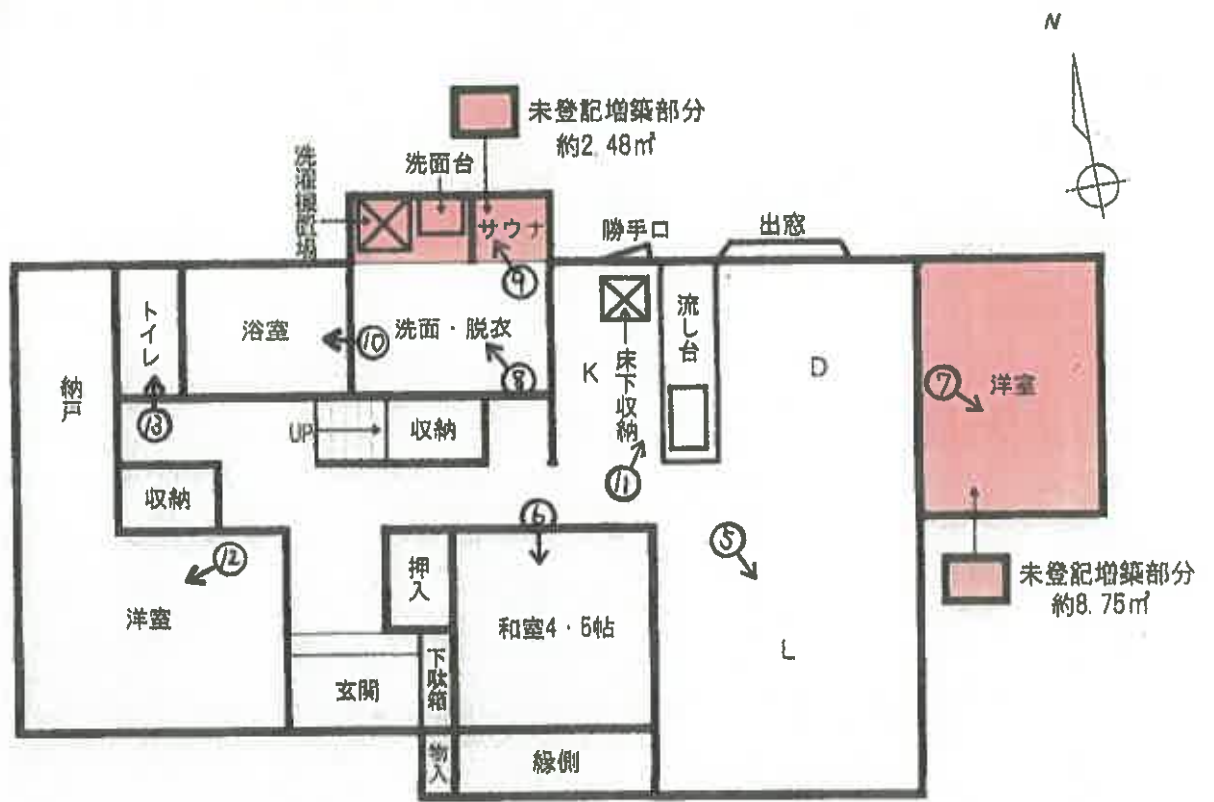
請 求 部 分	所 在	東広島市八本松町原				地 番	6959番6			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図(法第14条第1項)		種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	昭和47年12月3日				備 付 年 月 日 (原 図)		補 記 事 項			



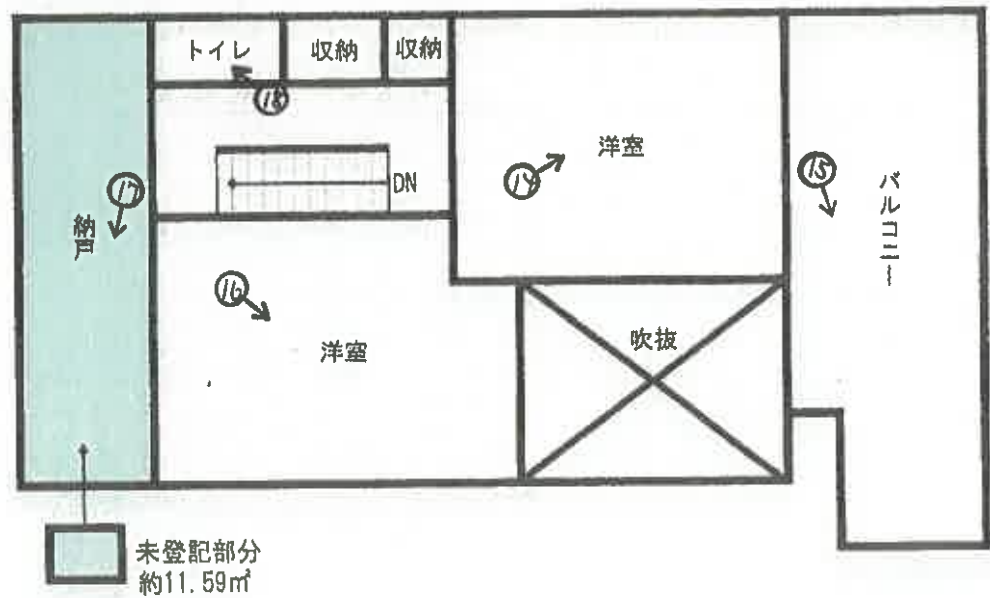
(注) 本図面は土地建物の凡その位置関係を図示したものであり、
現地を実測したものではない。

土地建物位置関係図

(6 枚目)



1 階



2 階

↑ = 写真撮影位置・方向
数字は写真番号

建物間取図

写真①



写真②



写真③



写真④

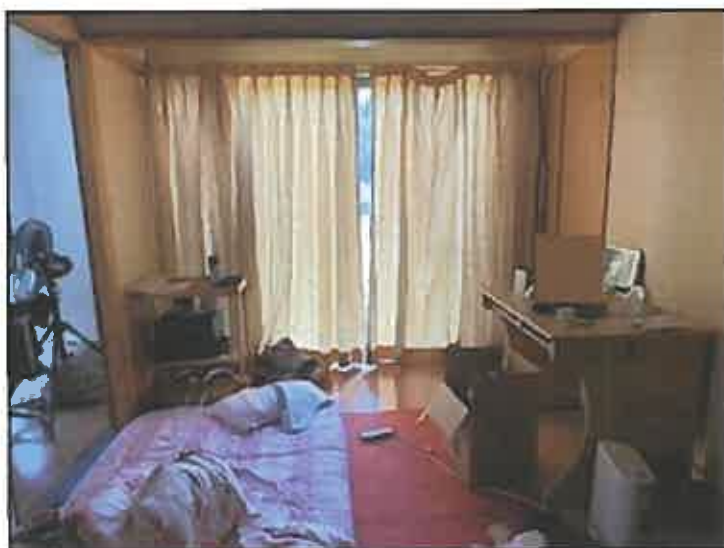


物件2の土地

写真⑤



写真⑥



写真⑦



写真⑧



写真⑨



サウナ室内部

写真⑩



写真⑪



写真⑫



写真⑬



写真⑭



写真⑮



写真⑯



写真⑰



写真⑱



令和 7 年（ケ）第 38 号
令和 7 年 5 月 27 日現地調査
令和 7 年 6 月 10 日評 価

広島地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

中 村 真 二 印

第1 評価額

一括価格	
金 9,191,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金 3,578,000円
物件2(土地)	金 392,000円
物件3(建物)	金 5,221,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。
- 4 物件2の内訳価格は所有権として算出した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	東広島市八本松町原 6959番6 宅地 330.57㎡	同左
2	所在地 地番 地目 地積 持分	東広島市八本松町原 6959番7 宅地 136.13㎡ 4分の1	雑種地
3	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	東広島市八本松町原6959番地6 6959番6 居宅 木造瓦葺2階建 1階 84.46㎡ 2階 45.13㎡ 延べ 129.59㎡	1階 95.69㎡ 2階 56.72㎡ 延べ 152.41㎡
番号	特記事項		
	特になし。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R山陽本線「寺家」駅の南西方・直線距離約 3200m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は農地の中に農家住宅等が見られる住宅地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 — 70% 400% なし 宅地造成工事規制区域	
画 地 条 件	規 模 330.57 m ²	間 口 約 18 m 奥 行 約 22 m 形 状 ほぼ台形 接 面 状 況 中間画地 そ の 他 地勢平坦	
接面道路の状況	西側 約 4.6 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高※ ※ 幅約1m水路介在(蓋無)		
土地の利用状況等	現状は物件3の建物が存する。 隣地は戸建住宅、事業所等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都 市 ガ ス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・L P G等はこれに含まれない。
	公 共 下 水	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特 記 事 項	・ 上水道は南側に隣接する物件2への引込(私管)を介して引き込まれている。 ・ 西側接面市道とは幅約1mの水路(蓋無)を介するため物件2を介して公道へ出入りしている。		

1 土地の概況及び利用状況等（物件2）

位 置 ・ 交 通	J R 山陽本線「寺家」駅の南西方・直線距離約 3200m (別添「位置図」参照)		
付 近 の 状 況	付近は農地の中に農家住宅等が見られる住宅地域となっている。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化調整区域 — 70% 400% なし 宅地造成工事規制区域	
画 地 条 件	規模 136.13 m ² (持分4分の1)	間口 約 8.8 m 奥行 約 23 m 形状 不整形 接面状況 — その他 地勢平坦	
接面道路の状況	西側 約 4.6 m 舗装 市道 高低差 ほぼ等高※ ※ 幅約1m水路介在(蓋有)		
土地の利用状況等	現状は東側に隣接する目的外土地(6959-1)の共有地で進入路として利用している。 隣地は戸建住宅、事業所等。 目的外建物 なし。		
供給処理施設	上 水 道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり	※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業(簡易水道含む)及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 なし 本物件内への引込 なし	※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特 記 事 項	特になし。		

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載)：平成 16 年 12 月 8 日 新築 経 過 年 数：約 20 年 経済的残存耐用年数：約 5 年
仕 様	構 造： 第3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根： 第3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁： 窯業系サイディング、リシン吹付等 内 壁： クロス張り等 天 井： クロス張り等 床： フローリング、タタミ等 設 備： 電気、給排水、IHクッキングヒーター、 家庭用ヒートポンプ給湯機 貯湯ユニット(460L, 2022年製) その他： —
床面積（現況）	第3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途：居宅 間 取 り：添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	劣る ・外壁にクラックが数箇所認められる。
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	・ 東広島市開発指導課にて市街化調整区域内に位置する本件建物は都市計画法43条の許可(平成16年10月1日)済みであり、買受人による建物の建替に際しては都市計画法34条11号により許可される旨の説明を受けた。 なお買受希望者自身による確認が必要である。 ・ 1階未登記増築部分約11.23㎡、2階未登記部分約11.59㎡、増築時期は不詳。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1・2）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個 別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	32,900	0.94	330.57	1.00	1	10,223,000
2	32,900	0.50	136.13		4 分の 1	560,000
計						10,783,000

ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を幅員4.6m舗装市道に略等高接面する地積約300㎡程度の略整形な中間画地とした。

地価公示価格（東広島-26）

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
33,600	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{102}$	32,900

◇時点修正： 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正： 必要なし。

◇地域格差： 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差：

物件1

道路への接面状況	0.95
形状	0.99
相乗積	0.94

物件2

現況雑種地	0.50
相乗積	0.50

ウ 地 積： 登記数量による。

エ 建付減価： 必要なし。

オ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件 3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
3	220,000	152.41	0.07	1	2,347,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
20 年	5 年	25 年

残価率	観察減価
5 %	70 %

$$\text{現価率} = \left[\text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times (\text{経済的残存耐用年数} \div \text{経済的全耐用年数}) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.07$$

エ 持 分：共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	10,223,000	0.50 法定地上権	5,112,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を 50 %と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	10,223,000	- 5,112,000		1.00	0.70	3,578,000
2	560,000		1.00	1.00	0.70	392,000
3	2,347,000	+ 5,112,000	1.00	1.00	0.70	5,221,000
一括価格 (合計)						9,191,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：必要なし。

オ 競売市場修正：第2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 地価公示価格（東広島-26）

所 在 : 東広島市西条町御菌宇字道天1628番2
価 格 : 33,600円/㎡
位 置 : JR山陽本線「西条」駅 南方 道路距離 約 3300mに位置する。
価 格 時 点 : 令和7年1月1日
地 積 : 684㎡
供給処理施設 : 無し
接 面 街 路 : 南側4m市道
用途指定等 : 市街化調整区域（建蔽率 70%、容積率 400%）
地 域 の 概 要 : 農地の中に農家等が見られる住宅地域。

2 固定資産税評価額（令和6年度）

物件1	5,298,045 円	（1㎡当たり 16,027 円）	課税地積	330.57 ㎡
物件2	102,914 円	（1㎡当たり 756 円）	課税地積	136.13 ㎡
物件3	3,934,140 円	（1㎡当たり 30,358 円）	課税床面積	129.59 ㎡

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（東広島市「白図」縮尺 1/10,000、1/30,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面・各階平面図写し（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

以 上

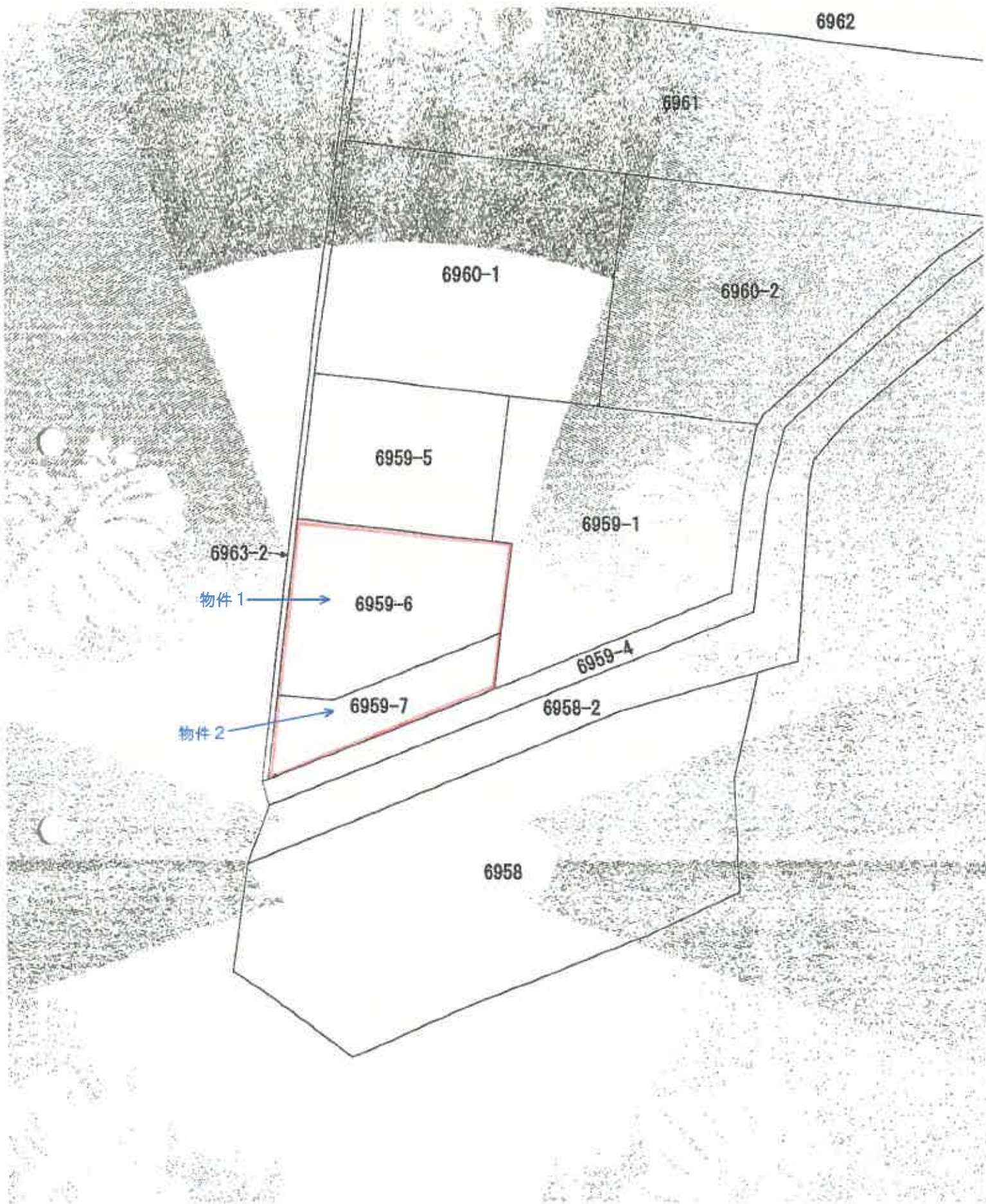


1:10,000

所在位置略図



1:30,000



登記年月日：平成16年8月27日

令和7年3月3日 広島法務局東広島支局

登記書

地図整理番号：M08370

平成16年8月27日登記

図図

土地積

6959-5-6959-7

地番

土地の所在 東広島市八本松町本原

0569128

座標求積表

測点	X	Y	倍面積	倍面積	辺長
64	164.886	160.583	-1.70	-25.724700	15.24
65	166.880	140.670	-19.92	-43.730986	20.04
76	161.726	138.002	-41.61	628.144870	16.26
77	159.535	158.895	-23.29	51.002810	20.01
6959-5 (B)			合計	610.691895	
			面積	306.3459475	
			地積	305.34	㎡
67	133.104	135.085	2.02	-36.554693	16.44
72	132.864	142.682	5.70	-3.030804	5.72
73	140.032	159.848	28.56	204.718090	18.60
75	149.216	160.870	48.75	434.101828	9.34
77	149.535	158.895	46.80	8.937615	1.89
76	151.726	138.002	23.83	52.400130	20.01
6959-6 (C)			合計	581.157256	
			面積	330.6788280	
			地積	330.57	㎡
73	140.032	159.848	-0.84	-3.708117	5.64
72	132.864	142.682	-17.17	123.046888	18.60
67	133.386	135.985	-40.03	-21.295428	5.72
1	128.803	138.823	-48.09	165.594184	3.61
9	127.941	138.436	-48.64	88.838094	1.87
11	124.643	136.504	-47.16	155.520488	3.31
10	127.317	142.550	-41.04	-109.746308	6.98
2	126.786	146.090	-31.06	-45.621864	3.83
76	134.229	159.535	-14.40	-78.352571	14.20
6959-7 (D)			合計	272.264666	
			面積	136.132330	
			地積	136.13	㎡
6959-1 (A)			公積	1355.000	
			地積	772.0589085	
			地積	582.9430815	
			地積	582.94	㎡

座標リスト		
NO	X	Y
6	161.890	185.960
7	163.692	169.603
64	164.885	160.593
77	149.535	158.895
75	149.318	180.870
73	140.032	159.848
78	134.229	159.208
3	144.268	183.406
4	154.450	184.609
5	161.048	185.548



④=金 属 類
⑤=コンクリート製
物件1・2
A3→A4に縮小
地図番号 9

作製者

申請人

縮尺 1/500

(平成16年8月20日作成)

登記年月日：平成16年12月15日

これは図面に記載されている内容を証明した図面である。
令和7年3月3日 広島法務局東広島支局

0586167

各階平面図

平成16年12月15日登記

建物図面
各階平面図

家屋番号 6959-6

建物の所在 東広島市八本松国分寺原6959番地6

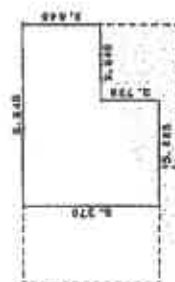
種類	No.9
図号	



収容面積
0.925 × 7.280 = 49.685000
5.400 × 6.370 = 34.782000
計 84.467000

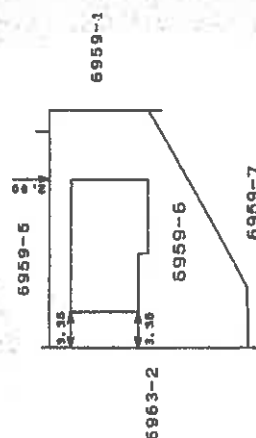
戸数 84.45 4

2階



収容面積
3.640 × 3.640 = 13.249600
5.805 × 6.370 = 37.087800
計 50.337400

戸数 45.13 4



単位：メートル

単位：メートル

A3→A4に縮小

物件3

作製者

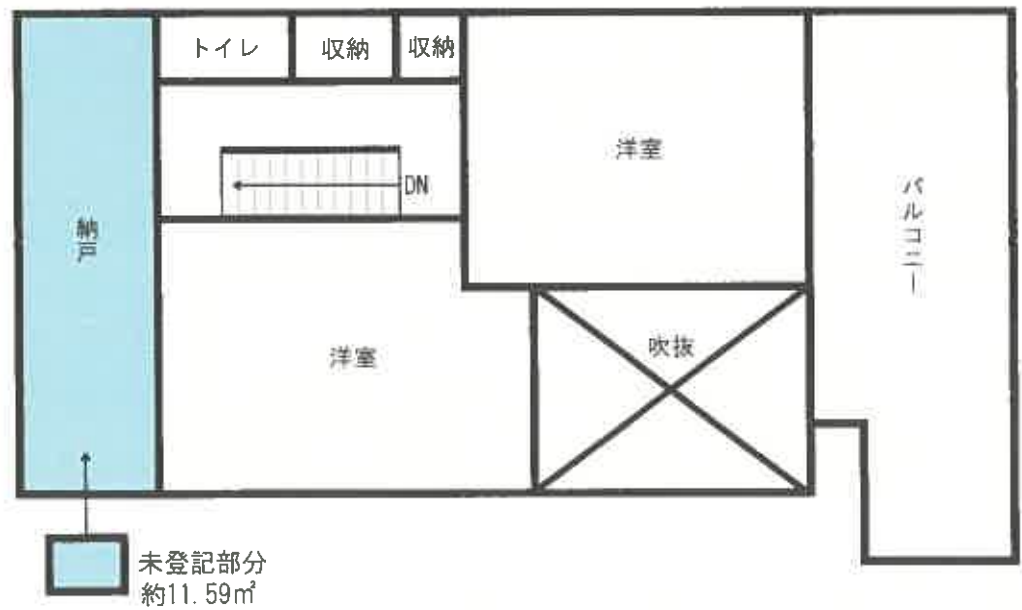
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500



1 階



2 階